

議会改革検討委員会 会議要録

開会 15時40分

1 開催日時 平成27年12月21日（月）

閉会 16時17分

2 開催場所 滋賀県議会 第一委員会室

3 出席した委員 川 島 隆 二 委員長
成 田 政 隆 副委員長
有 村 國 俊 委員
目 片 信 悟 委員
村 島 茂 男 委員
山 本 正 委員
塚 本 茂 樹 委員
杉 本 敏 隆 委員
木 沢 成 人 委員
中 村 才次郎 委員

4 事務局職員 日爪事務局長、丸尾次長
総務課 林参事、青木課長補佐、石田副主幹、今井主任主事
議事課 太田課長
政策調査課 江村課長、伊藤参事、高木主幹

5 議 題

- 1 政務活動費の見直しについて
- 2 検討結果報告書（案）について

6 配付した資料 別添のとおり

7 議事の経過概要 別紙のとおり

議事の経過概要

1 開会宣告 15 時 40 分

◎川島隆二委員長 本会議終了後、お疲れのところ参集いただきましてありがとうございます。ただいまから議会改革検討委員会を開会いたします。本日の委員会につきましては、政務活動費の見直しで調整が必要な部分が残っていますので、まず、その点を協議いただきまして、その後で、本検討委員会の取りまとめとなります、検討結果報告書の案について審議をお願いしたいと思います。

2 政務活動費の見直しについて

◎川島隆二委員長 政務活動費の見直しに関しましては2点調整が必要な項目がありまして、まず、1点目は、成果物、契約書の添付について、契約書の取扱いをどうするか調整する必要がありますが、他府県の事例を確認したいとの御意見がありましたので、事務局から説明させます。

○事務局 前回の委員会で、契約書の添付が必要となっている議会におきまして、契約の種別により、取扱いが異なっているか確認できないかという議論がございましたので、各都道府県の議会事務局に照会いたしました。まず、1でございますが、収支報告の際に、契約書を添付することが必要とされている議会は、10議会となっております。次に、2でございますが、10議会のうち、契約の種別により取扱いを変えている議会は4議会、契約の種別に関わらず添付が必要な議会は6議会となっております。説明は、以上でございます。

◎川島隆二委員長 ただ今の説明を踏まえまして、御意見がございましたら御発言願います。

◎木沢成人委員 契約の種別により取扱いが異なるということですが、例えば口頭でも契約が成立すると思いますけれども、いわゆる契約書という文書を添付しているのか、注文書などの契約内容を定めたものもありますが、その辺の取扱いがどうなっているのか教えてください。

○事務局 基本的に文書で契約しているものを添付していただいているという状況でございます。

◎木沢成人委員 明確に契約書という形になっているものを付けているのか、注文書などでもいいのかその辺はどうですか。

○事務局 今回の資料に記載しておりますのは、いわゆる契約書についての取扱いの状況です。

◎目片信悟委員 契約の種別により取扱いが異なるとは具体的にどういうことですか。

○事務局 事務所の賃貸借契約書の提出が必要とされている議会でありますとか、事務職員
の雇用契約書の提出が必要となっているとか議会によって取扱いが違っております。

◎目片信悟委員 ということは、個別にこれとこれは契約をしてくださいと求められてい
るということですか。

○事務局 例えば、事務所の賃貸借契約をされている方は、契約書の書面を提出していた
だくような運用をなされている議会があるということです。

◎目片信悟委員 書面での契約をされてない方はどうなるのですか。ひょっとしたら書面
で契約されていない場合もあるかもしれませんが。

○事務局 そこまでの詳細な運用は今回の調査では把握しておりません。

◎川島隆二委員長 例えば、家を改造して離れを事務所にした場合などを含めると、契約
書は無いわけで、そういう場合は仕方がないと。それで契約をしている場合は出してもらう
ということですね。

○事務局 そういう運用であると考えております。

◎目片信悟委員 自己所有の物件はだめですか。

○事務局 自己所有の物件につきましては、光熱水費を事務所費として計上されている方
もおられまして、滋賀県議会では認められています。

◎川島隆二委員長 前回出た話も踏まえて考えますと、契約書が問題になったのは、外部
に調査を委託した場合にちゃんと調査ができたのか後で追えるようにということで、契約書
の話が出たと思いますので、契約書自体を出すというよりも、相手方がわかるような形のち
ょっとした報告書を出してもらうようにすればどうかと思いますがどうでしょうか。

◎木沢成人委員 前は、成果物が出せないような類のものがあるので、契約書をという
話だったと思いますが。

◎川島隆二委員長 成果物は、内容までつまびらかに出すということではなくて、相手が
誰で、こういう内容の調査ですということで、具体的なところまでは書かなくていいという
議論だったと思いますが。

◎木沢成人委員 カラ支出を防止しようということですよ。

◎川島隆二委員 カラ支出が無いようにするための予防措置ということですから、契約書を出すのがいいのか、内容がわかるような報告書ぐらいを出してもらう方がいいのか。

◎木沢成人委員 ただ、議員側で自作できるようなものでは意味が無いわけで、ちゃんと担保しておかないと。

◎川島隆二委員長 契約書を全て出してしまうと、いろいろあると思いますが。

◎成田政隆副委員長 基本的には報告をしっかりと、疑念を持たれないような形でしていけばいいと思いますので、それでもわかりにくいようでしたら、あらためて契約書をどうするのか検討するという形でいいのではないかと思います。人件費の関係でも契約実態があるのか見えにくいところがあれば、雇用契約がどのような形で結ばれているのかというところも付け加えていかなければいけないと思いますが、しっかりと報告できるような状況であれば問題ないと思います。契約書を作成しても実態がない状況で支出されているということがあれば、そのほうが問題ですので、報告をしっかりとできる体制を整えたいと思います。

◎川島隆二委員長 共産党さんはどうですか。

◎杉本敏隆委員 皆さんで決められたことには同意しますが、事務所の賃貸借契約と雇用契約と外部への調査委託の契約については、契約書を出してもいいのではないかと思います。政務活動費の透明性を高めるということですので、その3つぐらいは出してもいいのではないかと思います。

◎川島隆二委員長 公明党さんはどうですか。

◎中村才次郎委員 これは来年度からの話だと思いますので、作るということになればできるとしますので、やったほうがいいと僕は思います。

◎川島隆二委員長 契約書があったほうがいいという意見と、契約書がなくてもある程度の報告書があれば契約は後で追えるからという意見がありますけれども、特に、外部委託のところで内容の確認をどうするのかというところだと思います。

◎村島茂男委員 全部出してしまうと誰から借りているとか、雇用契約にしても誰を雇用しているとかということになってくるので、来年度から、できる限り契約書を作るということで、きちんとしている場合であればいいけれども、例えば隣の方から口頭で契約して借りる場合もあるので、契約書を作るということであれば作っていくということで、必要に応じて要求されたときはしっかり提示するというでいいのではと思います。まだ添付が義務付けられているのは10議会ですので、これが半分までできていけばきちんとしていく必要がありますけれども、個別にどうなっているのか聞かれた場合はちゃんとしていますと言えるようにしておいて、できるだけきちんとしていく方向にしておいた方がいいと思います。

◎有村國俊委員　今、村島委員が言われたように、契約書の添付に関する規定は特に設ける必要はないと思います。

◎川島隆二委員長　では、全体的な皆さんの御意見を踏まえまして、県政報告などの成果物については現物を添付すると、契約書に関しては、契約書そのものよりも内容がわかるものを添付していただいて契約書は自分で保管をしておくという方向でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎川島隆二委員長　それでは、そのようにさせていただきます。

次に、２点目の収支報告書等のインターネットでの公開についてですが、前回の委員会では、収支報告書を公開する方向で進めるということでございましたが、チームしが県議団から、会派で議論する必要があるので持ち帰りたいとの話がございましたので、その結果につきまして御報告をお願いします。

◎成田政隆副委員長　領収書を公開するかどうかの件ですが、いろいろと議論を重ねながら、最終的には全体の議会改革の中でしなければいけないという部分もありますので、課題としては申し送りをしっかりとしてほしいと思いますが、今回は難しいと思います。領収書のインターネット公開のかわりに、現在、収支報告書で提出している部分につきまして、もう少し詳細に記載をして提出するようにしていけばいいと思いますので、今、出している部分ではわかりにくいところがあるのかなと思ひまして、事業内容でもどこに行ったということで交通費も現地での参加費などもまるまる一緒に金額を表示されている方がいたりいなかたりする形でありますので、そういった部分をできるだけわかりやすくしていけばいいのかなと思います。そういった中で透明性を高めていく形でやっていくようにして、それでも疑念を持たれるような場合があるのならば領収書を公開するようにしていけばいいのかなと、まずは、現在出している収支報告書をできるだけ詳細に提出するという形でやっていただければと思います。

◎川島隆二委員長　今、チームしがさんからお話がありましたが、もうちょっとわかりやすく詳細にということですね。

◎成田政隆副委員長　そうです。

◎川島隆二委員長　それでは、収支報告書等のインターネット公開につきましては、領収書という話がありましたが、まずは収支報告書から公開するということでさせていただきたいと思います。今までよりももう少し詳細にわかりやすくまとめていただきたいということでもありますので、その点も併せてお願いをしたいと思います。

以上で、政務活動費に関する検討項目につきまして委員会としての方向性はまとまりましたが、特に、インターネットでの収支報告書の公開ということで、報告書の記載内容をより

一層充実していくことが大事になってくると思いますので、それぞれの会派におきまして、この点について周知をお願いいたします。それでは、これまでの検討結果をまとめました報告書の案を事務局に準備させますので、10 分ほど休憩をとって 15 分から再開したいと思います。

(再開 16 時 12 分)

3 検討結果報告書（案）について

◎川島隆二委員長 それでは委員会を再開します。休憩の間に、お手元に資料 2 として検討結果報告書案につきまして配布いたしておりますので、事務局から説明させます。

○事務局 資料 2 の検討結果報告書案につきまして説明させていただきます。報告書の構成は 1 ページから 5 ページまでが政務活動費の見直しについて、6 ページ、7 ページに議会業務継続計画の検討内容について記載し、9 ページ以降に計画案を添付しております。

政務活動費につきましては御協議いただきました各項目につきまして、まず、現状のところで本県における現在の取扱いの状況を記載し、次に検討結果について記載しております。

次に、6 ページおよび 7 ページの滋賀県議会業務継続計画の検討につきましては、主な検討項目について記載しております。9 ページからの業務継続計画の案につきましては、前回、前々回の委員会で御協議いただきましたたたき台をベースとしております。構成についてたたき台から変更した部分が 1 か所ございまして、15 ページの 7 の本会議等の開催の部分に、たたき台では本会議および委員会の定足数と正・副議長に関する規定につきまして記載しておりましたが、計画案では、18 ページに参考として記載しております。地方自治法および委員会条例で規定されている事項でありますので、計画の本文ではなく、参考として整理しております。説明は以上でございます。

◎川島隆二委員長 報告書案は、これまでの議論の結果をまとめたものでございますが、御意見等がございましたら御発言願います。

(意見等無し)

◎川島隆二委員長 それでは、検討結果報告書については案のとおりとさせていただき、議長に報告することとしたいと思います。なお、万一、字句等の整理が必要な場合は、本職に御一任いただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎川島隆二委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

4 委員長および副委員長の挨拶

◎川島隆二委員長 これで全部終わりましたので、以上をもちまして平成 27 年度の議会

改革検討委員会を終了させていただきます。

私から一言終了にあたりまして御挨拶申し上げます。

本当に、自由闊達な御意見をいろいろいただきまして、ありがとうございました。全部で6回の委員会を開催させていただきまして、皆様方から積極的な御意見をいただきましてこうしてまとめることができました。これは、後ほど議長のほうに報告させていただきまして、これからの議会の発展につながるよう活用していただきたいというふうに思っております。また、いろいろと議会改革検討委員会に出された問題がございますけれども、また、改革が必要ということで諮問されましたらまた検討されるというふうに思いますので、今回は皆様方の不断努力によりましてすばらしい報告をまとめていただきましたことをあらためて感謝を申し上げたいと思います。皆さんどうもありがとうございました。

◎成田政隆副委員長 本当に皆さまお疲れさまでございました。議長から諮問を受けたということで、今回、政務活動費の見直しおよび議会業務継続計画の検討ということでございました。いろいろと課題がある中で、議会改革は常に前を向いていかなければならない、透明でわかりやすい議会、開かれた議会を推進するためにはまだまだやっていかなければならないことはたくさんございますが、今回、こういった形でまとめて一歩前進したのかなと思っております。県民から負託された我々として、しっかりとわかりやすい議会活動そしてあるべき姿を示していければと思います。今後とも、議会改革を皆さんとともに頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。ありがとうございました。

5 閉会宣告 16時17分

県政記者傍聴：毎日、中日、京都、産経、読売、朝日、時事通信

一般傍聴：なし